

「とうきょう福祉ナビゲーション」広告掲載取扱要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）が、インターネット上に公開している「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページ（以下「福ナビ」という。）の広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 福ナビに掲載する広告は、バナー広告とし、都民生活の向上に資するもので、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- （1）福ナビの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- （2）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める営業に関するもの
- （4）公序良俗に反するおそれがあるもの
- （5）その他財団理事長（以下「理事長」という。）が広告掲載として適当でないと認めるもの

（広告の掲載順位）

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が複数ある場合は、掲載する広告の順位は、広告掲載期間の長い広告を先順位とし、それ以外は次のとおりとする。ただし、同一の掲載順位の申込者が複数ある場合の順位は、抽選により決定する。

- （1）国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- （2）私企業のうち、公共的性格を有する企業で、都内に事業所等を有するもの
- （3）前2号の規定に該当しない私企業で、都内に事業所等を有するもの
- （4）第2号及び第3号の規定に該当しない私企業で、都内に事業所等を有しないもの
- （5）その他

（広告の掲載位置）

第4条 広告を掲載する位置は、福ナビのトップページで理事長が指定した位置とする。

（広告の掲載料及び規格）

第5条 掲載する広告の掲載料及び規格等は、次のとおりとする。

- （1）掲載料金 1枠 月額 15,000円 （税別）
- （2）規格（1枠） 縦60ピクセル、横120ピクセル
12KB程度 GIF形式
- （3）制限 Java及びJavaScriptを使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とし、ループは最長8秒で、その後停止すること。

（広告の掲載期間）

第6条 広告を掲載する期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は最大12ヶ月とする。

2 広告掲載期間中、財団の都合により福ナビを閉鎖した場合、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の募集)

第7条 理事長は、福ナビのトップページ上において、広告掲載の募集を行うものとする。また、必要に応じて企業等に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 申込者は、とうきょう福祉ナビゲーション広告掲載申込書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込みがあったときは、第2条に該当しないことを確認のうえ掲載広告を決定し、広告掲載決定通知書又は広告非掲載決定通知書(様式第2号又は第3号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、原則として財団が広告掲載料の請求書(様式第4号)を発行した日から30日以内に広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出について)

第10条 広告原稿は、理事長が指定する方法により広告主の負担で作成し、理事長が指定する期日までに提出するものとする。

(広告主の届出事項)

第11条 広告主は、広告掲載内容について変更するときは、事前に届け出るものとする。なお、変更するにあたっては、同要綱第2条の規定を遵守するものとする。また、広告掲載を中止するときも同様に届け出るものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を中止し、又は広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合
- (4) 同要綱第11条の規定による広告掲載の中止の届出があった場合
- (5) 広告主がリンク先として指定したホームページが閉鎖された場合

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還することができるものとする。

(広告掲載の継続)

第 15 条 広告掲載終了日までに広告主から広告掲載の継続の意思表示がある場合は、引き続き広告を掲載することができるものとし、第 8 条に規定する広告掲載の申込み及び決定については省略する。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。